

養父市農業委員会

第32回会議録

令和4年5月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第32回会議録

1. 開催日時 令和4年5月24日（火曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第105号 農用地利用集積計画の承認について

議案第106号 非農地証明交付申請の承認について

議案第107号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第108号 農地法第4条第1項のただし書き、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

報告事項

報告① 農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について

報告② 農地法3条の規定による許可申請について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告④ 農地の使用貸借の解約通知について

4. 出席農業委員（10名）

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	6番 奥藤雅行
7番 前川章	8番 谷垣重俊	9番 西谷眞一	11番 坂本秀夫
12番 西谷英樹	13番 圓山満		

5. 欠席農業委員（3名）

4番 寺尾稔 5番 大谷忠雄 10番 北本健一郎

6. 出席推進委員（9名）

15番 内田重雄	16番 木下計介	18番 鷹野孝一	19番 安達繁
21番 林田雅美	22番 上垣美由紀	23番 森脇耕助	24番 井上勝雄
25番 藤原健次			

7. 欠席推進委員（3名）

14番 小林誠 17番 藤原隆弘 20番 栗田匡晃

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

副主幹 福垣 周作

主査 東 宏樹

主事 定岡 良樹

事務局 : それでは、時間となりましたので、始めさせていただきます。
ただいまより第32回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長 : 皆さん、こんにちは。連日暑い日が続いております、農作業等につきましては、皆さん、大変お忙しい中であると思っております。今朝ほども現地調査のほう御苦労さまでした。暑い中だったと思えますけれども、それぞれ今日は案件がたくさんありまして、どうも本当に御苦労さまでございました。

先ほども新しいメンバーが加わって、養父市の農業委員会のほうも始まったわけでありましてけれども、あと我々の任期も10月いっぱいということになりまして、あと僅かとなっておりますわけですけれども、いろいろとこの農業委員会のほうでもいろんなところで変化があり、それに対応していくべくこれからも進めていかなくてはなりませんので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

今日は審議のほうもたくさん案件がございますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

また、総会の後には農業委員会だよりでありますとか、あるいは市長への意見書のほうのことにつきましても、またいろいろとお考えいただかなくてはならないと思っております。ひとつよろしくお願いをいたします。

簡単ですけれども、挨拶をいたします。

事務局 : ありがとうございます。

初めに、会議の成立について御報告をいたします。本日出席、農業委員13名中3人欠席ということで、10名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、9名出席ですので、併せて御報告をさせていただきます。

以後、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。谷垣会長にお願いをいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、7番の前川農業委員と9番の西谷眞一農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第105号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第105号、農用地利用集積計画の概要です。公

告は令和4年6月1日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が84,313.6平方メートル、104筆、畑が1,675.91平方メートル、4筆、合計85,989.53平方メートル、108筆です。利用権の設定を受ける戸数は52戸、設定する戸数は36戸となっています。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃借権です。利用権の内容別では、使用貸借権が83筆、65,068.32平方メートル、うち新規が31筆、34,349平方メートル、うち再設定が52筆、30,719.32平方メートルです。解除条件付使用貸借権が4筆、6,344平方メートル。賃借権が21筆、14,577.21平方メートル、うち新規が6筆、5,561平方メートル、うち再設定が15筆、9,016.21平方メートルとなっております。

利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、1年契約が3筆、607平方メートル、2年契約が6筆、7,730平方メートル、3年契約が5筆、5,505平方メートル、4年契約が18筆、14,580平方メートル、5年契約が49筆、39,700.21平方メートル、6年契約が1筆、1,086平方メートル、9年契約が4筆、2,338平方メートル、10年契約が18筆、10,440.32平方メートル、16年契約が4筆、4,003平方メートルとなっております。

詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。番号48番、49番が一般法人による解除条件付きの使用貸借権、番号50から54番が農地所有適格法人によるものでございます。

また、17ページを御覧ください。これまで農地中間管理事業につきましては、所有者から農林機構への貸付けを利用集積計画として農業委員会が行い、ひょうご農林機構が耕作者へ転貸する配分計画を兵庫県が行ってきました。しかしこれに日数がかかることから、今年度からは集積計画及び配分計画を農業委員会が一括して行う一括方式へ移行いたしました。その内容が1番となっておりますので御確認ください。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第105号を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第106号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局：18ページです。議案106号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、堀畑の土地4筆で、面積が478平方メートルです。所有者は堀畑の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は昭和62年頃から資材置場として利用し、現在は雑種地化しています。現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。

2番、大久保の土地1筆で、面積が132平方メートルです。所有者は大久保の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は平成13年頃から宅地として利用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは26ページから30ページとなっています。

19ページです。3番、尾崎の土地1筆で、面積が82平方メートルです。所有者は尾崎の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は昭和39年頃から宅地として利用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは31ページから35ページとなっております。

4番、堀畑の土地3筆で、面積が2,067平方メートルです。所有者は朝来市和田山町の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は昭和62年頃から山林、宅地、雑種地として利用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは36ページから43ページとなっております。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

番号1番の堀畑の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、藤原義幸農業委員。

藤原委員：3番、藤原です。現地調査、いろいろとお疲れ様でした。

ページ数は20から25、20ページに字限図が出ております。この中で、三角と四角と3か所あるんですけども、これもまた2つ、3つ分かれておりますので、よろしく願いいたします。

それから、21ページに航空写真が出ております。それから、22ページに図面が出ています。これもちょっと見えにくいんですけど、始末書に、山を削って広げられたようなことが書いてあります。その山の番地というのが、33-2とか33-1というのは山の番地になると思います。

それで、次に現場の写真ですけども、23、24ページで、23ページ312-1、車の写ってるほうが山側になります。それから34-2というのは、もともとは山の番地じゃないかなと思います。ここの持ち主の説明で言われているのは、

もともとはお寺の所有地だったということで、お寺が移転されたということで、山を削った状態で今の所有者が譲り受けられたようなことを言われておりましたけども、話がちょっと飛びます。

24ページ、ここには、281-1、280-1と番地が書いてあります。この写真の撮り方の方向が違いますので、別のもののように見えますけども、同じものです。

それで、始末書が25ページに書いてあります。ここに書いてありますのは、昭和62年より資材置場として利用しておりましたということで、282-1というのは、かつては境内地というのが、やっぱりお寺の境内ですね、それをお寺が移転されたので、それを引き受けて、資材置場として利用したということです。昭和54年に資材置場として買い受けたのですが、木材置場は場所を取りますので、できるだけ広い土地が必要であったことから、昭和62年に280-1の畑を購入し、転用したものであり、また、34番-2の畑はその裏山である33-1、33番-2の山林の一部を削り、木材置場を拡張したのですがと、その際、同地も平たにし、所有地全体を一体利用ということの説明されておりました。ちょっと矛盾がありますが、お寺の方が山を削られたというのが、どちらが正しいのかというのは分かりませんが、現状はもうどうしようもないと思います。雑種地として一応認めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
13番、圓山農業委員。

圓山委員： 13番、圓山です。午前中に現地を調査させていただきました。今、担当委員さんが言われたとおり、内容で相違ありません。付け加えますと、現在の現場の状況というのは、山土を削られたところは礫を含んだ岩石のような状態で、とても畑として再生することはできません。また、ほかの部分にもコンクリートを流し込んで、地面を固めて、それがひび割れたようなところも多数ありまして、これもまた不可能かなという感じなので、よろしく願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、安達推進委員。

安達推進委員： 安達です。午前中に現地調査に行ってきました。写真のとおり、あと、委員の方の説明のとおりです。よろしく願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第106号の1番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大久保の件について、担当農業委員より説明を求めます。

9番、西谷眞一農業委員。

西谷眞委員： 9番、西谷です。今朝ほどは視察していただきまして、ありがとうございます。資料としましては、26ページから30ページになります。場所的には、大久保を御存じの方はあまりいないですかね。全但バスの大久保まで上がるとこの最終停留所のところに民宿、あさぎり荘の駐車場があるんですけども、その辺りです。そこからちょっと上にある土地でして、いきさつは始末書を御覧いただいたら分かるんですけども、平成13年に購入されて、そのときにそこに車庫を建設したと。そのときに農地を転用の手続を行わずに行ってしまうと、それが現在に至っているということです。

全体が分かる写真がないので分かりにくいんですけど、現地を見ていただいた委員の方は分かると思いますけれども、大体、全体の土地に対して約3分の2ぐらいが建物が占めております。今さらこれを元に戻してという状況にはちょっと考えづらいと思いますし、あれを農地に復元させるということも非常に難しかろうと思います。あれを農地に戻すというのは非常に難しいと思いますので、非農地に認定していただくことがお願いできたらなと思いますので、よろしく審議をお願いします。以上です。

議 長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。
12番、西谷英樹農業委員。

西谷英委員： 12番、西谷です。先ほど担当農業委員が言われたとおりで、これを復元して農地に戻すというようなことは、それだけの価値もないと思いますし、現況に戻すことは不可能だと思います。ということで、申請のとおり承認していただきたいと思います。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

25番、藤原健次推進委員。

藤原健推進委員： 25番、藤原です。先ほど、農業委員の方が申されましたように間違いないと思いますし、非農地ということで御審議のほうよろしく申し上げます。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第106号の2番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の尾崎の件について、担当農業委員より説明を求めます。

12番、西谷英樹農業委員。

西谷英委員： 12番、西谷です。資料は32ページの航空写真を見ていただきたいと思えます。この中央付近を斜めに走っておりますのが一般国道9号です。今回の申請は昭和39年頃、この国道9号の新設といいますか、改良工事がありまして、立ち退きになって、この赤で囲んであったところに移転したということですが、元の家はこれより国道に近いところにあったわけですが、非常に、高いところに、移転をされました。そのときに農地であったところに家を建てたということで、昭和39年頃、この近辺、ずっと改良工事があったわけですが、こういう事例がたくさん出てきていますが、今回、この申請者はリフォームをしようとして、このことに気づいて、今回、申請をされるものです。ですから、2代、この申請者のおじいさんの頃のことを孫に当たる方が、今回、非農地の申請をされるということですので、これはこういう整理をしていただくことは結構なことだと思います。また、始末書も出ております。おじいさんのされたことですが、孫に当たる方が今こういう始末書を出しているという状況です。この申請どおりに認めていただきますようお願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

11番、坂本農業委員。

坂本委員： 11番、坂本です。今、担当委員が申されたとおりで、お孫さんに当たる方が非農地のために申請されるのは大変いいことだと思います。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
23番、森脇推進委員。

森脇推進委員： 23番、森脇です。今、担当委員、調査委員の方が申されたとおり、9号線の拡張工事、昭和29年からの宅地化ということで、もう現状が宅地化になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第106号の3番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： よろしいですか。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号4番の堀畑の件について、担当農業委員より説明を求めます。

藤原委員： 3番、藤原です。関連ページは36から43ページになっております。この場所は、位置図ですけども、南但スポーツセンターのあるところと、はさまじ里山の森公園の間になっております。37ページの航空写真がありますけども、南スポの近辺になっております。38ページにも図面が出ております。

39ページ、40ページに写真が出ております。もともとは水田でしたが、用水が流れてこなくなって、それが昭和40年頃、原野化になったというような状態で、いろんな木を植えられて、大分伐採されておるんですけども、このような写真の状態になっております。41ページの倉庫ですけども、これはもう宅地として申請されております。42ページのこの墓地の件ですけども、これも本当はこういうことをしてはいけないんですけども、墓地を造成されて、これも分筆をされているようです。いろいろと司法書士さんの言われるのには、こういうふうになっておるので、もう田んぼに戻すということもちょっと無理ですし、顛末書を43ページに書いておられますけども、こういうような状態、申請地の1は昭和46年不詳から山林に、2は昭和58年から宅地に、3は昭和62年から墓地にということで、墓地法に関しては、ちょっと問題があるんですけども、現

状をこの機会にちゃんとしといたほうがいいんじゃないかということで、こういう申請が出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
13番、圓山農業委員。

圓山委員： 13番、圓山です。担当委員さんが申された内容で間違いありません。現状を復旧するというか、元に戻すということは不可能ですし、周辺農地に対しまして、特段の影響もないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、安達推進委員。

安達推進委員： 安達です。この方はお父さんが2年ほど前に亡くなられて、その登録、登記変更のためのあれやと思ひます。今日は42ページの写真の市道のほう、車が写っていますけども、あの辺りからずっと見せてもらひまして、いろいろ果樹やら木やら花やら植えられていまして、手入れはしてありますけども、本当にもう雑種地になっています。よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 墓地の写真があるんですけども、この墓地に関しまして、田から雑種地に変更ということで分かるんですが、これは中山間のあれには引っかかってないですか、やってないのかな、ここは。中山間、それから多面的とか、そういったことは一切。

事務局： この地区は中山間、多面的、特にやっておりませんので、問題はないかと思ひます。

奥藤委員： ああ、そうですか。

議 長： ほかにはございませんか。

(質 疑 な し)

議 長： それでは、質疑なしと認め、議案第106号の4番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第107号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 44ページを御覧ください。議案第107号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市八鹿町国木の土地1筆、面積は376平方メートルです。貸付人は養父市八鹿町国木の方、借受人は加古川市の方です。申請地内に譲渡し人の娘夫婦が居住する一般住宅及び露天駐車場を建設することが転用の目的で、設定する権利は使用貸借権です。関連ページは45ページから51ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

この件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域にあり、農地の集団規模も小さいため、第3種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

次に、番号1番の八鹿町国木の件について、担当農業委員の説明を求めます。

1番、秋山農業委員。

秋山委員： 1番、秋山です。よろしくお願いたします。午前中の現地確認、御苦労さまでした。関連ページは45ページから51ページになりますので、よろしくお願いたします。

まずは場所ではありますが、46ページの航空写真を見ていただくとありがたいです。国道9号線、国木交差点を八鹿向きに約100メートル左手に量販店がありますコメリがございます。その東側に隣接する農地が今回の申請地になり

ます。

続いて、47ページですが、字限図を見ていただいたらと思います。字限図、80-1と81-1の間に道と記入されている部分がございます。これ、昔から里道であって、代替地等ではないということを聞いておりますので、その辺、御了承いただけたらと思います。

また、80-1の北側になります、上側ですね。北側に80-3というところがございますが、ここが用水路であります。この用水路には、今回の工事による影響はないものと聞いております。また、近隣農地への水利並びに日照の問題もないと思われま。また、この付近、以前から量販店、また整備工場などが隣接しており、今後も農地への不具合を生じないものと思われま。

続きまして、48ページから51ページになります。先ほどの追加の資料も併せて見ていただいたらいいと思います。設計図と施工図がここに添付されておりますので、御確認のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の農地は、先ほども言ひました申請者の娘夫婦がUターンをされるということで、土地使用貸借の契約も交わされております。また、区長や関係者、地域の方の同意も得られておりますので、問題のない案件かと思われまので、御審議のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
12番、西谷英樹農業委員。

西谷英委員： 12番、西谷です。先ほど担当農業委員が言われたとおりでございます。ここはむしろ隣接するところは店舗だとか住宅というようなことで、ここだけが農地で残っていたような場所です。そして、用水路等は触らないということで、近隣の農地に影響するようなことはないと思ひますし、この申請どおり認めるべきだというふうに思ひます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。午前中に私も現地確認を行ひまして、農業委員さんの説明どおりだと思ひますので、審議をよろしくお願ひします。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第107号の1番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第108号「農地法第4条第1項ただし書き、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 52ページを御覧ください。議案第108号「農地法第4条第1項ただし書き、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について」です。

届出番号1番、養父市上箇の土地1筆、面積は471平方メートルのうち181平方メートルです。届出人は養父市上箇の方で、申請地内に農業用倉庫を建設することが届出の目的です。関連ページは53から57ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、1番の上箇の件について、担当農業委員の説明を求めます。

13番、圓山農業委員。

圓山委員： 13番、圓山です。53、54ページを御覧ください。場所になりますが、広谷小学校とYタウンに挟まれた間の水田地帯があるんですが、その広谷小学校側の端っこに今、白い点線で囲まれている田になります。その中に緑で色づけされている部分、それが、56ページを御覧ください。この少し変形な田んぼなんですが、その中に農業用倉庫を建てられることになっています。この図面で、ちょっと分かりにくいんですが、水田の中、一部をかさ上げしまして、そこに建てられるんですが、丸い印が描いてあるの、これは57ページを見ていただくと分かりやすいんですが、単管パイプで農業用倉庫、しっかりした建物の横に単管パイプで簡易な屋根を造りまして、そこに大型の農機具は置くということです。自分でDIYでやりたいんだというふうに言われていました。農業用倉庫のほうはしっかりした建設会社の方が造られるということで、中に乾燥機2台、この方は若い方なんですが、積極的に農地を借り受けたり、この倉庫の土地は新たに購入された水田なんですけど、積極的に稲作を進められております。この界限ではすごい期待されている方です。この田の隣に水田があるんですけど、その耕作には建物を建てるにあたって、日照のこととか相談をされて、確認されて、了解を受けているということで、安心して造っていいですよということなので、そのことも付け加えたいと思います。よろしくお願いします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
11番、坂本農業委員。

坂本委員： 11番、坂本です。若い方がこうやって建物を建てて、農業に邁進されることは大変よいことだと思います。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
18番、鷹野推進委員。

鷹野推進委員： 18番、鷹野です。今朝ほど、担当委員さんと一緒に現地確認をさせていただきました。委員さんの丁寧な説明がありましたとおり、何ら問題がないと思います。よろしくお願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
7番、前川農業委員。

前川委員： 7番、前川です。図面を見て少し確認させてもらいたいことがあるんですけども、56ページの図面を見ておりますと、田んぼの形が台形のようになっております。かさ上げするところの右側は非常に狭い部分になっておるんですけども、ここはかさ上げせずに、田として利用するのでしょうか。それともこの辺り全域かさ上げするのでしょうか、お願いします。

事務局： 事務局から説明させていただきます。全域ではなくて、図面どおり一部分だけということで聞いております。

前川委員： 分かりました。

議 長： ほかにございませんか。 よろしいですか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第108号の1番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたし

ました。

報告事項に入ります。報告①「農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局 : 58ページを御覧ください。報告①「農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について」です。

届出番号1番から7番まで、借り人及び転用目的は同一となっておりますので、2番以降は省略させていただきます。

届出番号1番、養父市建屋の土地1筆、面積は1,123平方メートルのうち4.0平方メートル、借受人は東京都世田谷区の株式会社、貸付人は養父市建屋の方です。届出の目的は、携帯基地局の設置です。

届出番号2番、養父市森の土地1筆、面積は174平方メートルのうち4.0平方メートル。貸付人は養父市森の方です。

届出番号3番、養父市上野の土地1筆、面積は314平方メートルのうち4.0平方メートル。貸付人は養父市上野の方です。

59ページへ移ってください。届出番号4番、養父市奥米地の土地1筆、面積は1,213平方メートルのうち4.0平方メートル。貸付人は養父市奥米地の方です。

届出番号5番、養父市大屋町夏梅の土地1筆、面積は210平方メートルのうち4.0平方メートル。貸付人は養父市大屋町夏梅の方です。

届出番号6番、養父市大屋町和田の土地1筆、面積は66平方メートルのうち4.0平方メートル。貸付人は養父市大屋町和田の方です。

届出番号7番、養父市大屋町若杉の土地1筆、面積は300平方メートルのうち4.0平方メートル。貸付人は養父市大屋町若杉の方となっております。

届出番号1番の場所につきましては、60ページを御覧ください。建屋小学校から長野方面に少し行った県道沿い、地図上で緑色、白い縁取りをした場所になります。こちらに、63ページにありますように、携帯基地局のアンテナ、14.8メートルのものが設置されます。

続きまして、届出番号2番、場所につきましては、65ページを御覧ください。森の古代村が山手に見えますところ、こちらと同じく県道十二所澤線沿いにあります。建屋川との間にある場所で、こちらに先ほどと同じく68ページにありますように14.8メートルの携帯基地局のアンテナが設置されます。

届出番号3番の場所につきましては、70ページを御覧ください。はさまじ峠にありますフルーツの里やぶの国道9号線の向かい側にあります。こちらと同じく地図上、緑色で塗ってあります白い縁取りのものが場所となります。こちらに、73ページにありますとおり、14.8メートルの携帯基地局が設置されます。

届出番号4番の場所につきましては、75ページを御覧ください。奥米地にあります、ほたるの館の駐車場内にあります。こちらに同じく、78ページに、似

たような設計図ですけれども、14.8メートルの携帯基地局が設置されます。

届出番号5番の場所につきましては80ページを御覧ください。夏梅の集落からミニフレッシュまでの間の圃場の中にございます。県道から大屋川までの中間地点、地図上に緑色の塗り色で白い枠囲いをしてあるものが場所となります。こちらに、83ページにありますとおり、携帯基地局のアンテナ、こちらは14.77メートルのものが設置されます。

届出番号6番ですが、今度は85ページを御覧ください。地図が白黒になってしまって見にくいんですけれども、県道養父宍粟線沿いにあります地図の白い囲いのところ、こちらが設置場所になります。こちらに、88ページにありますとおり携帯基地局のアンテナ、こちらも14.77メートルのものが設置される予定になっております。

最後、届出番号7番ですが、90ページを御覧ください。目標物がなくて分かりにくいんですけれども、若杉の集落からスキー場に行くところ、地図上で緑色の塗り色、白い枠囲いをしている場所が設置場所となります。こちらに、93ページ、また似たような図面ですけれども、こちらも14.77メートルの携帯基地局のアンテナが設置される予定となっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
続きまして、報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 事務局から説明させていただきます。報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」です。94ページを御覧ください。

1番、山路の土地1筆で261平方メートルです。譲受人は神戸市長田区の方で、譲渡人は大屋市場の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が4月5日、許可日が4月26日となっています。空き家に附属する農地制度を活用されています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告③「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 説明させていただきます。報告③「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」についてです。

1番、申請場所は養父市場の土地1筆で、面積が105平方メートルです。申請人は口米地の方です。取得された日が令和4年4月7日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2番、申請場所は由良のほか合計4筆ありました。面積が1,607平方メートルです。申請人は夏梅の方です。取得した日が令和4年5月11日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。土地の詳細は別紙1のとおり、97ページになります。

3番、申請場所は岩崎の土地1筆で、面積が375平方メートルです。申請人は朝来市新井の方です。取得した日が令和4年4月14日で、相続による所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

4番、申請場所は岩崎のほか合計11筆ありました。面積が3,655平方メートルです。申請人は朝来市新井の方です。取得した日が令和4年4月14日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。土地の詳細は別紙2のとおり、98ページになります。

5番、申請場所は下小田のほか合計5筆ありました。面積が1,826平方メートルです。申請人は下小田の方です。取得した日が令和4年4月19日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。土地の詳細は別紙3のとおり、99ページになります。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告④「農地の使用貸借の解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 100ページを御覧ください。報告④「農地の使用貸借の解約通知について」です。

申請番号1番、養父市餅耕地の土地1筆、面積は932平方メートル、貸し人は養父市建屋の方、借り人は養父市能座の株式会社です。合意解約日は令和4

年5月31日、土地の引渡しは令和4年6月1日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用し、別の耕作者が耕作されます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
これで報告事項は終了いたしました。
以上で第32回農業委員会総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷 垣 重 縁

署名委員 西 谷 真 一

署名委員 前 川 尊